

日本学級経営心理学会 則

第1章 名称と事務局の所在地

第1条 本会は日本学級経営心理学学会（以下「本学会」と記す。英語表記は Japanese Association of Classroom Management Psychology）と称する。

第2条 （事務局の所在地）本学会事務局を当分の間、早稲田大学教育学部河村茂雄研究室（〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1）に置く。

第2章 目的と事業

第3条 （目的）本学会は、本邦の集団教育形態をとる学校の教育現場に即した、学級経営を始めとする集団や人間関係の相互作用を活用した教育、それに資する児童生徒の人間関係の問題や教師の問題、集団教育に影響を与える学校組織や外部専門機関との連携問題に関する実践及び研究について、その発展を目指すとともに、会員の資質の向上を図ることを目的とする。

第4条 （事業）本学会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 年次大会の開催
2. 研究会・研修会・講演会などの開催
3. 共同研究活動
4. 研究誌の刊行
5. その他必要な事業

第3章 組織と運営

第5条 （会員）本学会の会員は顧問、正会員、名誉会員、機関会員、および、贊助会員とする。本学会に入会しようとする者は、所定の手続きを経て常任理事会の承認を得ることとする。

1. 本学会の目的に賛同し、正会員または名誉会員のうち2名の推薦があり、入会金4,000円および年度会費6,000円を納入した者を正会員とする。

2. 正会員として承認される条件として、以下の条件の1つ以上を満たす者とする。

- 1) 教育学、心理学およびその近隣領域の大学院修士課程を修了している者
- 2) 本邦の集団教育形態をとる学校の教育現場に、5年以上の勤務経験のある者
- 3) 1), 2)と同等以上の資質があると常任理事会で認められた者

3. 本学会の運営に功労のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者を名誉会員とする。

4. 本学会の目的に賛同し、機関として加入し、入会金4,000円および年度会費12,000円を納入した者を機関会員とする。

5. 本学会の目的に賛同し、本学会の事業を継続して財政援助する個人または団体で、年度会費30,000円を納入した者を贊助会員とする。

第6条 （会員の除名等）本学会の名誉を傷つける行為をした会員については、理事会の議決を経て、除名することができる。この場合、その会員は、議決の前に弁明の機会を与えられるものとする。

1. 所定の会費の納入が滞って2年間納入しない場合には、理事会の議決を経て退会を求めることができる。

第7条 （役員）本学会の運営のため、以下の役員を置く。

理事長 1名

常任理事 若干名

理事 若干名

監事 若干名

1. （任期）役員の任期を3年とする。ただし留任は妨げない。

さらに、本学会の活動および運営において、広く社会的、学問的な視点から助言を行う者として、常任理事会の決定にもとづいて顧問を置くことができる。

第8条 （理事長）理事長は本学会を代表し、常